

## 吉野川市地域生活支援事業

### ■ 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がい者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。

#### 【相談窓口】

障がい種別	相談支援事業者	所在地	電話・FAX
・身体 ・精神	中央広域障害者生活支援センター はくちょう	阿波市市場町香美字 渡 10 番地 1	TEL 0883-36-7070
			FAX 0883-36-7071
・知的 ・精神	障害者支援施設 野菊の里	吉野川市鴨島町敷地 1463 番地 1	TEL 0883-24-6168
			FAX 0883-24-6144
・精神	地域活動支援センター ことじ	板野郡上板町佐藤塚 字東 179 番地 7	TEL 088-694-6606
			FAX 電話番号と同じ

### ■ 意思疎通支援事業

#### ●手話通訳者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して、手話通訳者を派遣する事業などを行います。

#### 【利用者負担】

無料

#### 【利用方法】

とくしまノーマライゼーション促進センターに直接お申し込みください。

とくしまノーマライゼーション促進センター

徳島市南矢三町 2 丁目 1-59 県立障がい者交流プラザ内

TEL 088-634-2000 FAX 088-634-2020

#### ●要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して、要約筆記者を派遣する事業などを行います。

#### 【利用者負担】

無料

#### 【利用方法】

ひこばえに直接お申し込みください。

特定非営利活動法人 文字情報支援 ひこばえ

徳島市勝占町原 11-13

TEL・FAX 088-669-0690

## ■ 日常生活用具給付等事業

- 日常生活用具給付(貸与)事業 → 別項『補装具・日常生活用具』を参照してください。
- 住宅改修費給付事業 → 別項『住宅の改修・改造』を参照してください。
- 点字図書給付事業

視覚障がい者の重要な情報入手手段である点字図書を給付します。

### 【対象者】

情報の入手を点字によっている視覚障がい者

### 【利用の方法】

市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）にて申請を行い、点字図書発行証明書の交付を受けた後、証明書に自己負担額を添えて点字図書給付対象出版施設に申し込んでください。

### 【給付の限度】

辞書等一括して購入しなければならないものを例外として、年間6タイトルまたは24巻を限度とします。

※月刊や週刊等で発行される雑誌は給付の対象外となります。

## ■ 移動支援事業（車両輸送型）

### ●福祉自動車の運行

病院・診療所等への受診、公的機関への用務、研修会・講演会等社会参加を目的とする外出等を支援するためにリフトつき自動車を運行しています。

なお、利用の際は原則として介助者の添乗が必要です。

また、運行範囲は徳島県内のみです。

### 【対象者】

- ・身体障がい者手帳1級、2級所持者
- ・療育手帳A1、A2所持者
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級、2級所持者

### 【利用時間】

午前9時から午後5時まで（年末年始(12/29～1/3)を除く）。月3回を限度とします。

### 【利用料金】

無料

### 【利用方法】

登録制となっていますので、事前に吉野川市社会福祉協議会で登録手続きをしてください。

### 【お問い合わせ先】

吉野川市社会福祉協議会	吉野川市川島町宮島 736-1
	TEL 0883-25-5555 FAX 0883-25-5528
〔鴨島支所〕	吉野川市鴨島町鴨島甲 2-1
	TEL 0883-26-0131 FAX 0883-26-0133
〔山川支所〕	吉野川市山川町翁喜台 117
	TEL 0883-42-2089 FAX 0883-42-6888
〔美郷支所〕	吉野川市美郷字毛無 92-6
	TEL 0883-43-2714 FAX 0883-43-2533

## ●「はくちょう」号(福祉自動車)の運行

病院・診療所等の受診、公的機関への用務、社会参加等を目的とする外出の送迎をします。  
なお、利用の際は原則として介助者の添乗が必要で、運行範囲は徳島県内のみです。

### 【対象者】

- ・身体障がい者手帳 1 級、2 級所持者
- ・療育手帳 A1、A2 所持者
- ・精神障がい者保健福祉手帳 1 級、2 級所持者

### 【利用時間】

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(日・祝日を除く)。原則として月 3 回を限度とします。

### 【利用料金】

無料

### 【利用方法】

登録制となっていますので、事前に『中央広域障害者生活支援センターはくちょう』で登録手続きをしてください。

### 【お問い合わせ先】

中央広域障害者生活支援センターはくちょう  
阿波市市場町香美字渡 10 番地 1  
TEL 0883-36-7070 FAX 0883-36-7071

## ■ 移動支援事業(個別支援型)

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出をする際に、ヘルパーによるマンツーマンの支援を行います。

### 【対象者】

屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者(児)、全身性障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者等手帳保持者 ※ただし、行動援護を受給している知的障がい者(児)の方・視覚障がい者(児)で同行援護に該当する方を除く

### 【利用時間】

1 カ月の利用時間は、30 時間以内です。

保護者の体調不良等による通学時の利用については、1 カ月 6 回(往復 3 回)までです。

※通院時の介助については、障がい福祉サービス(介護保険の要支援・要介護認定を受けられる方については、介護保険サービス)での対応になります。

※通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出、1 日の範囲内で用務を終えない外出は対象となりません。

### 【利用料金】

次の利用時間に応じた金額を事業者にお支払いください。

算定時間	30 分以下	30 分を超え 1 時間以下	1 時間を超え 1 時間 30 分以下	1 時間 30 分を超え 2 時間以下	2 時間を超え 2 時間 30 分以下	2 時間 30 分を超え 3 時間以下	以後 30 分ごとに
単価	150 円	270 円	400 円	480 円	560 円	630 円	80 円

※移動にタクシーや公共交通機関等を利用する場合は、別途運賃がかかります。

平成22年4月より市民税非課税世帯は無料

#### 【利用方法】

事前に市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）に申請の上、地域生活支援事業受給者証の交付を受けてください。

#### 【申請に必要なもの】

- ・印かん
- ・障がいの程度を証明できるもの（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等）

#### 【お問い合わせ先】

吉野川市福祉事務所 福祉総務課 障がい福祉係

TEL 0883-22-2263

### ■ 日中一時支援事業

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的としています。

#### 【対象者】

知的障がい者、障がい児

#### 【利用日数】

1カ月の支給量上限は原則として7日です。ただし、8月(夏休み中)のみ14日を上限とします。

なお、利用日数の計算は、下表のとおり利用時間を日数へ換算して行います。

利用時間	4時間以下	4時間を超え 8時間以下	8時間を超える
利用日数への換算	0.25日	0.5日	0.75日

#### 【利用料金】

利用時間に応じて下記の料金を事業者にお支払ください。（市民税非課税世帯は無料）

サービス	日中基本			日中重心医療機関		
	4時間以下	4時間を超え 8時間以下	8時間を超 える	4時間以下	4時間を超え 8時間以下	8時間を超 える
単 価	150円	310円	470円	480円	970円	1,450円

※食事、送迎サービス等に係る費用については別途自己負担になります。

平成22年4月より市民税非課税世帯は無料

#### 【利用方法】

事前に市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）に申請の上、地域生活支援事業受給者証の交付を受けてください。

#### 【申請に必要なもの】

- ・印かん
- ・障がいの程度を証明できるもの（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等）

## 【お問い合わせ先】

吉野川市福祉事務所 福祉総務課 障がい福祉係  
TEL 0883-22-2263

## ■ 社会参加促進事業

### ●自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方が、就労等社会参加のために自動車運転免許（道路交通法による普通免許に限る。）を取得した場合に、要した費用の一部を助成します。

#### 【対象者】

吉野川市に居住する4級以上の身体障がい者及び知的障がい者で、下記①～③のいずれかに該当する自動車運転免許を取得した者。

- ①自動車運転免許の取得により就労が見込まれる等社会活動への参加に効果があると認められる者
- ②身体障がい者または知的障がい者が自ら行う事業の経営に自動車運転免許が必要と認められる者
- ③障がいのため交通機関を利用して通勤または通学することが著しく困難であり自動車による通勤または通学が必要と認められた者

#### 【助成金額】

自動車運転免許の取得のために要した費用のうち2万円を限度とします。

#### 【申請の方法】

自動車運転免許を取得した年度の3月31日までに、市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）または各支所（川島・山川・美郷庁舎）で申請してください。

#### 【申請に必要なもの】

- ・印かん
- ・自動車運転免許証
- ・自動車運転免許の取得に要した経費を証する書類

### ●自動車改造費助成事業

重度の上肢、下肢または体幹機能障がいのある方が、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある場合に、その費用を助成します。ただし、申請者、またはその配偶者および生計を維持する扶養義務者の所得によって制限があります。

※必ず改造を行う前に申請してください。改造後の申請はできません。

#### 【対象者】

吉野川市に居住する方で、下記①、②のいずれにも該当する方

- ①重度の上肢、下肢または体幹機能障がいにより身体障がい者手帳の交付を受けている者
- ②就労等に伴い自ら所有し運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要がある者

#### 【対象となる自動車】

申請者が所有かつ運転する自動車で、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第

74号)別表第1に規定する普通自動車、小型自動車または軽自動車で四輪以上のもの、またはこれに準ずる自動車で市長が特に認めたもの

#### 【助成金額】

自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要した経費と10万円の、いずれか低い方の額

#### 【申請に必要なもの】

- ・印かん
- ・身体障がい者手帳
- ・自動車運転免許証
- ・改造を予定している車の自動車検査証(使用者がご本人名義のもの)
- ・事業実施計画書(※)
- ・業者の自動車改造見積書
- ・改造前の車両の写真(ナンバープレートが写っている車両全体、改造する部分が写っているもの)
- ・補助金振込先の預貯金通帳

※事業実施計画書の様式は、市福祉総務課(鴨島庁舎本館2階)にあります。

#### ■ その他の地域生活支援事業

##### ●更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者または身体障がい者更生援護施設(身体障がい者療護施設を除く。)に入所している方に更生訓練費を支給します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく利用者負担額の生じない方に限ります。

##### ●知的障がい者職親委託制度事業

知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。

##### ●生活支援事業

障がい者に対し、日常生活上必要な訓練、指導等、本人活動支援等を行います。

##### ●福祉ホーム利用費助成事業

現に住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

##### ●手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員としての基礎的な知識を身につけるための養成講座を開催します。

#### 【お問い合わせ先】

吉野川市福祉事務所 福祉総務課 障がい福祉係

TEL 0883-22-2263